



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
.....(都市整備局市街地整備部民間開発課).....一
- 建築基準法による意見の聴取.....
.....(都市整備局市街地建築部調整課).....一
- 建築基準法による一団地の区域(二件).....
.....(都市整備局市街地建築部建築指導課).....一
- 東京都知事表彰.....
.....(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課).....二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....
.....(生活文化局都民生活部地域活動推進課).....三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請.....(同).....四

告示

●東京都告示第千四百二十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、

次のように告示する。

平成二十六年十月二十二日

東京都知事 舩添 要一

一 組合の名称

日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年五月十五日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区日本橋室町三丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目及び日本橋本石町四丁目各地下

四 事務所所在地及び設立認可の年月日

中央区日本橋室町三丁目二番九号

平成二十六年五月十五日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年十月二十二日

●東京都告示第千四百三十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第四項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十六年十月二十二日

東京都知事 舩添 要一

一 公聴会を行う日時 平成二十六年十月三十日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇四会議室

三 書面の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局市街地建築部調整課審査係(東京都庁第二本庁舎三階)

新宿区西新宿二丁目八番一号

電話〇三(五三八八)三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 港区赤坂九丁目六番四十四号 日本教文社

所氏名 ビル四階

赤坂九丁目北地区市街地再開発組合

建築敷地 港区赤坂九丁目百六十二番一の一部ほか

地域地区 第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、防火地域、赤坂九丁目地区地区計画

等

申請の概要

工事種別 新築

及び用途 共同住宅、小規模多機能型居宅介護施設、子育て支援施設

敷地面積 約三、八〇八平方メートル

建築面積 約一、八九〇平方メートル

延べ面積 約四四、六六九平方メートル

構造及び 鉄筋コンクリート造

階数 地上四十四階地下一階

高さ 一七〇・〇五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第四項ただし書

●東京都告示第千四百三十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規

定による認定をしたので、同条第六項の規

定による認定をしたので、同条第六項の規

定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年十月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区羽田空港二丁目及び同所一番 平成二十六年九
月の各一部、二番、三番及び三丁目一 月二十四日
番の各一部、三番一から同番十四ま
で、同番十五の一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百三十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条
の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す
る。

平成二十六年十月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

杉並区高井戸東三丁目六百二十二番 平成二十六年九
一、同番四、六百二十三番一、千二 月十九日
百二十三番三、同番十八、千二百十五
番二から四まで、千二百二十一番一、
同番二、千二百二十五番、千二百二
十六番一、同番二、千二百二十九番
一、同番六、同番十、千二百三十番
一、千二百三十一番一、同番五、千

二百四十二番一、同番三、同番四、
同番二十一、同番二十二、千二百四
十九番、千二百五十一番一、千二百
六十四番一、千二百七十番、同番二、
二千二十一番五、同番九、二千二十
二番六、同番八、同番九、同番十二、
二千二十三番八、二千五十三番四、
同番十、二千五十五番三及び同番十
三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

公 告

東京都知事表彰について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年
東京都条例第八十一号)第六条の規定に基づき、平成二
十六年十月二十二日に表彰されたものは、次のとおりであ
る。

平成二十六年十月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

氏名又は名称 事績の概要

【青少年健全育成成功労者】

玉井 達二 青少年育成地区委員、青少年問題協議
会委員、青少年委員、少年補導員、保
護司等として、多年にわたり青少年の
健全な育成に貢献されました。

石井 延隆
石川 謙一
河西 輝久
横川 隆
山村 喜芳
塚田 茂晴

小山 吉三

若林 勉

鈴木 重治

小笠原 節子

古谷 允

木村 輝之

大須賀 丈夫

藤枝 宏友

佐藤 正敏

高城 弘一

新井 浩子

星 幸一

岡 博美

関谷 公二

佐々木 美代子

関口 喬

大島 重信

石上 昌弘

田牧 邦江

伊藤 早苗

喜渡 英行

鈴木 明

市川 省三

荒木 昌善

来栖 恵子

古川 茂一

三浦 あけみ

堺 美佐子

熊谷 幸男
 中村 久吉
 岡野 光男
 大門 善美
 志波 直男
 本間 雪衣
 内堀 祐夫
 青木 繁宜
 金津 幸子
 佐久間 直行

井部 利夫
 小林 裕加
 指田 晃
 平井 登
 宮崎 利子
 平野 裕子
 染谷 優子
 塩谷 征子
 井口 淑子
 瀧 良貞
 飯倉 淑子
 樋口 一彦
 和田 延子
 矢川 啓子
 會田 佳恵
 久保田 敢司
 富岡 賢一
 中村 郁枝

世羅 恒子

【青少年健全育成成功労団体】

碑住区住民会議ス
 ポーツ青少年部会

主にPTA出身者により構成され、小
 学校や児童館との連携を密にした行事
 や集まりを企画運営して青少年と地域
 住民とのつながりを深める場を提供し、
 青少年の健全な育成に貢献されました。

ガールスカウト東
 京都第五十一団

ガールスカウトの基本理念に基づき、
 日野市地域の少女たちを育てるべく、
 団の総力を結集して地域の各種行事へ
 の参加や街頭募金活動などの活動の場
 を提供し、青少年の健全な育成に貢献
 されました。

【模範青少年団体】

光が丘消防少年団

団員の青少年が防火防災に関する知
 識と技術を身に付け、防火防災行動力
 の向上を図り、将来の地域防災の担い
 手として、各種火災予防等の広報活動
 を強力に推進するなど、地域の青少年
 の模範となりました。

昭島消防少年団

団員の青少年が防火防災に関する知
 識と技術を身に付け、将来の防災リ
 ーダーとして、多摩川クリーン作戦など
 の地域活動に積極的に参加して社会奉
 仕の精神を身に付け、地域の青少年の
 模範となりました。

東京都立園芸高等
 学校定時制課程

専門知識を發揮して自分たちで栽培し
 た花を区内の一人暮らしの高齢者宅や
 老人ホームに届けるとともに、平素か
 ら地域のリサイクル活動等のボランテ
 ィア活動に励むなど、地域の青少年の
 模範となりました。

国立市スポーツ少
 年団

団員がミニバスケットボールとダンス
 の鍛錬を積んで心と体を育て、東京国
 体開会式をはじめ、国立市や他地域で
 の各種競技会へ積極的に参加してスポ
 ーツの魅力を広く周知し、地域の青少

築地交通少年団

各種訓練や活動を通じて、子供たちが
 交通ルールやマナーを身に付け、春秋
 の交通安全運動で啓発活動に従事し、
 銀座柳祭りをはじめとする各種地域イ
 ベントにも積極的に参加し、地域の青
 少年の模範となりました。

板橋区立志村第四
 中学校吹奏楽部

生徒たちが主体となって、地元商店街
 祭りのオーブニング演奏をするなど、
 各種イベントで大いに活躍し、近隣小
 学校とも演奏を通じた交流会を行い、
 町会の清掃活動にも積極的に参加し、
 地域の青少年の模範となりました。

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申
 請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五
 条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認
 証の申請があったので、同条第五項において準用する同法
 第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に
 関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条
 において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり
 公告する。

平成二十六年十月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Ann Bees

三 代表者の氏名

山内 敦

四 主たる事務所の所在地

東京都国分寺市西元町三丁目六番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とし、障害者の就労の場の提供事業を行うとともに、市民・市民団体等との連携のもと、幅広い交流、地域とのネットワークづくりを図る事業を行うことで、社会福祉の増進、地域社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人先端医療福祉開発研究会

三 代表者の氏名

吉本 秋雄

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区九段北一丁目九番十四号 九段リハイム六〇七号

五 定款に記載された目的

この法人は、21世紀に住むわれわれが健康で豊かな社会生活を営むうえに必要な医療福祉のあり方、その周辺のトータルな技術、システム、情報などを広く一般に提供することにより、医療福祉技術等の向上を図り、地球上の全人類に必要なとされる医療福祉の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ウズベキスタン協会

三 代表者の氏名

畷 信彦

四 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋一丁目十七番一号 ジェスペールビル三階

五 定款に記載された目的

この法人は、日本国とウズベキスタン共和国両国民の文化、芸術、学術、教育、経済、スポーツ等における交流を促進し、両国の友好親善に寄与するとともに広く世界平和に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人MHF

三 代表者の氏名

白井 豊樹

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区巢鴨四丁目三十四番一号 セザール第二

巢鴨一〇一〇号室

五 定款に記載された目的

この法人は、日本、ミャンマー連邦共和国両国民を対象とし、特にミャンマーでの国際協力活動に関する支援事業を行い、人々の交流と相互理解を促進しながら、両

国の草の根レベルの友好関係を深めるとともに、主にミャンマーにおける教育、経済、文化、環境、福祉の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人訪問劇団あい

三 代表者の氏名

相原 ふさ子

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区本町一丁目二番二号 榎本ビル三〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者福祉施設や障害者施設、及び地域社会に対して、演劇に関する事業を行い、それを通して人とのつながり、健康の維持、生き生きとした文化生活等の社会の公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

<p>四 主たる事務所の所在地 東京都東久留米市小山五丁目二番二十四号</p> <p>三 代表者の氏名 小山 眞市</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東久留米みんなの夢広場</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月二十六日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、電子媒体及び紙媒体を活用して図書館情報を発信する。近年、公共施設としての役割が多様化しつつある図書館の利用を促進しながら、まちづくりには欠かせない施設として付加価値を高めつつある図書館の活動をサポートし、図書館を核とした新しいコミュニティの形成をめざす。また、活字離れが進む社会において、知識や想像力を深める図書存在意義を広く一般に伝えるとともに、活字文化の再生と読書習慣の普及に努め、創造性の高い社会の実現を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人夢ラボ・図書館ネットワーク</p> <p>三 代表者の氏名 平川 智恵子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区駒沢三丁目十三番七号 フォレスト駒沢一〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、電子媒体及び紙媒体を活用して図書館情報を発信する。近年、公共施設としての役割が多様化しつつある図書館の利用を促進しながら、まちづくりには欠かせない施設として付加価値を高めつつある図書館の活動をサポートし、図書館を核とした新しいコミュニティの形成をめざす。また、活字離れが進む社会において、知識や想像力を深める図書の存在意義を広く一般に伝えるとともに、活字文化の再生と読書習慣の普及に努め、創造性の高い社会の実現を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>五 定款に記載された目的 この法人は、東久留米に居住していた「マンガの神様」と言われた手塚治虫氏の作品のモチーフのオブジェ(像)を歩道や広場などに設置し、やがては仮称「手塚ロード」を目指します。この象を中心に、人々が集まり語らいの場所「東久留米みんなの夢広場」となり、ここに集まる人々により、活気に満ちた元気な東久留米の街づくりを目指します。活動にあたり作品を管理する「手塚プロダクション」及び行政・各種団体と連携し活動し、東久留米市の地域の活性化・地域振興に寄与することを目的とします。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人DISHIPS32</p> <p>三 代表者の氏名 上原 大祐</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区本町一丁目十四番十一号 ドネグレイス立川三〇四</p> <p>五 定款に記載された目的 当法人は障がい者(とくに肢体不自由者)を対象とし、身体障がい者と健常者が時間を共有する(「Share」)場を創ることで、両者が幸せ・楽しみを(「Happiness」)互いの交流によって(「Interaction」)得られるよう個人・団体を(「Pieces」)繋いでいき、夢を持って挑戦する(「Dream」)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、東久留米に居住していた「マンガの神様」と言われた手塚治虫氏の作品のモチーフのオブジェ(像)を歩道や広場などに設置し、やがては仮称「手塚ロード」を目指します。この象を中心に、人々が集まり語らいの場所「東久留米みんなの夢広場」となり、ここに集まる人々により、活気に満ちた元気な東久留米の街づくりを目指します。活動にあたり作品を管理する「手塚プロダクション」及び行政・各種団体と連携し活動し、東久留米市の地域の活性化・地域振興に寄与することを目的とします。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人DISHIPS32</p> <p>三 代表者の氏名 上原 大祐</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区本町一丁目十四番十一号 ドネグレイス立川三〇四</p> <p>五 定款に記載された目的 当法人は障がい者(とくに肢体不自由者)を対象とし、身体障がい者と健常者が時間を共有する(「Share」)場を創ることで、両者が幸せ・楽しみを(「Happiness」)互いの交流によって(「Interaction」)得られるよう個人・団体を(「Pieces」)繋いでいき、夢を持って挑戦する(「Dream」)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、東久留米に居住していた「マンガの神様」と言われた手塚治虫氏の作品のモチーフのオブジェ(像)を歩道や広場などに設置し、やがては仮称「手塚ロード」を目指します。この象を中心に、人々が集まり語らいの場所「東久留米みんなの夢広場」となり、ここに集まる人々により、活気に満ちた元気な東久留米の街づくりを目指します。活動にあたり作品を管理する「手塚プロダクション」及び行政・各種団体と連携し活動し、東久留米市の地域の活性化・地域振興に寄与することを目的とします。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人DISHIPS32</p> <p>三 代表者の氏名 上原 大祐</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区本町一丁目十四番十一号 ドネグレイス立川三〇四</p> <p>五 定款に記載された目的 当法人は障がい者(とくに肢体不自由者)を対象とし、身体障がい者と健常者が時間を共有する(「Share」)場を創ることで、両者が幸せ・楽しみを(「Happiness」)互いの交流によって(「Interaction」)得られるよう個人・団体を(「Pieces」)繋いでいき、夢を持って挑戦する(「Dream」)</p>
<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人の名称</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月二十九日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、日常生活におけるストレス低減のためのカウンセリング事業、傾聴や認知行動療法の考え方や技法を使ってカウンセリングを行う市民のためのカウンセラー育成事業、日常のストレスやカウンセリングプロセスに関する調査・研究とカウンセリングツール開発、地域や学校あるいは事業所においてのストレス理解促進とストレスに対するセルフマネジメントの啓発普及に関する事業を通じて、各人が日常生活におけるストレスの低減に努めることで、人が生き生きとした生活を送れる社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>eam)精神の育成を目的とします。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人認知行動カウンセリング研究会</p> <p>三 代表者の氏名 西澤 よそ子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都立川市砂川町八丁目六十八番地の十六 ウィスタリアマンション砂川一〇二号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、日常生活におけるストレス低減のためのカウンセリング事業、傾聴や認知行動療法の考え方や技法を使ってカウンセリングを行う市民のためのカウンセラー育成事業、日常のストレスやカウンセリングプロセスに関する調査・研究とカウンセリングツール開発、地域や学校あるいは事業所においてのストレス理解促進とストレスに対するセルフマネジメントの啓発普及に関する事業を通じて、各人が日常生活におけるストレスの低減に努めることで、人が生き生きとした生活を送れる社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

特定非営利活動法人日本家計アドバイザー協会

三 代表者の氏名

宮永 裕美

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区奥沢一丁目五十四番四号 アーバン奥

沢一〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、現在の日本において財産の管理に関する相談業務を担うファイナンシャルプランニング技能士の人材や知識を活用し、その役割の重要性を広く国民に知らしめると共に、家計管理及び家庭経営に関する様々な情報の提供や相談に対応できる実践的能力をもつ「家計アドバイザー」を育成し、世に送り出す。それによって、特に知識や経験が不足していると思われる子育て世代が正しいお金の知識を身に付け、より豊かで安心な生活を提供できるなど、多くの日本国民の財産を守り、生活を豊かにし、日本経済の発展に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川一丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

